

院内学習会
「消費者による消費者のための遺伝子組み換え表示検討会」
開催に賛同をお願いします

消費者庁が2016年4月に立ち上げた「遺伝子組み換え表示制度に関する検討会」が消費者の意向を無視した議論を行っています。表示義務対象品目の拡大や表示義務対象原材料の範囲などについて検討していますが、議論は毎回、事業者代表委員の「表示にはコストがかかる」などの主張と、それを後押しするような科学的検証一本やりの学識経験者の意見が幅を利かせ、消費者の食品に遺伝子組み換え原料が入っているかを知りたいという切なる要望は全く無視されています。

9月の検討会では、現行制度の義務表示の条件である「加工食品は組み換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が検出できないものは対象としない」、表示対象原材料の範囲について「原材料の重量に占める割合の上位3位までで且つ原材料の重量に占める割合が5%以上であるもの」とする条件を見直す議論は深まらなかったにもかかわらず、座長は「現状のルールを大きく変えて全食品に拡大する意見は出ていない」とまとめました。これでは油やしょう油、液糖が表示対象品目にならず、ほとんどの加工食品は引き続き表示を免れることとなります。

私たちは、検討会を注視するとともに検討会のあり方や議論のまとめについて、そのつど消費者庁に抗議し、丁寧な議論を要請してきました。9月からは全国の市民に呼びかけて、消費者庁長官等に消費者の権利を保障する表示制度にしてほしいと書いたはがきを送る運動も行なっています。しかし、現在の検討会の状況では、表示制度は現行のままで何も見直されないどころか、改悪される恐れすらあります。そこで、全国の消費者の「全食品に遺伝子組み換え表示を」の声をさらに大きくするため、「もうひとつの検討会」を趣旨とする院内学習会を開催します。みなさまの参加と賛同をお願いいたします。

日時：2018年2月1日（木）13:00～14:30

会場：衆議院第1議員会館 多目的ホール（1階）

主催：日本消費者連盟、遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン、食の安全・監視市民委員会

※賛同団体を募集しています。1月30日（火）までに団体名と連絡先をご連絡ください。賛同金は必要ありません。問合せ・日本消費者連盟：電話 03-5155-4765

FAX：03-5155-4767／メール：office.j@nishoren.org

「消費者による消費者のための遺伝子組み換え表示検討会」開催に賛同します。

団体名			
連絡先	電話	()	担当者名